

# ノルウェーの高等学校

## 現地視察による実態を踏まえて

### 中間まとめ

北川 邦一

#### (1) 教育を受ける権利の保障

教育法が定める3年間の後期中等教育（障害者はさらに2年。企業での職業教育実習を含む。）を受ける権利は、実質的に概ね保障されており、さらに発展させられつつある。

高校では所定の課程について行けない生徒に対して1年多く教育をする機会を与えることが實際上広まっている。

後期中等教育から外れる者に対するフォローアップ施策が追求されている（Ostfold県教育部聞き取り）。

手話で高校教育を受ける権利が法的に保障され、実際に施行されはじめている。2000年9月、現在Heimdal Videregaende skole(p.20)で15人。全国の高校で200人。

成人の後期中等教育を受ける権利が法的に保障され、2002/2003学年度から実施されることになっており、それと共に2001年1月から教育休暇の権利の拡大が実施された（<http://odin.dep.no/kuf/engelsk/publ/> 2000年10月）。

問題行動のある生徒の通常学校復帰・社会適応への教育的努力が行われている（Harden高校 Tosterodberget分校(p.6~)）。

#### (2) 希望に応じた柔軟な後期中等教育進路分化と職業教育

94年改革の具体化としての中央政府の普通教育：職業教育の比率5:5配分と具体的な職業教育進路分化は、生徒父母の大多数に受け入れられている（90%以上が改革に満足）。

特に、G K V K V K（学校又は企業）の学年進行の区切り毎の、学校間移動を含む柔軟・機動的な進路分化の仕組みは、社会的養成と生徒の進路希望・能力をうまく調整し得ているように思われる。

高等教育進学資格と職業資格取得コースへの進路分化は、後者のコースから前者のコースへの変換を可能にする教育課程を備えているため、あきらめ感や差別分断感を与えていないと見られる。（関連して、賃金格差、職業資格の地位、高等教育を含む公教育無償・奨学金・教育休暇の権利保障状況との関係把握が研究課題。）

特に職業科などで部分的資格に向けての教育や1年多い教育期間の実質的保障や、教育行政機関＝県教育部による学校離脱者フォローアップの制度、など落伍者を出さない努力が行われている。しかし、普通科・経済行政科、職業科の一部の課程では出来る者から入学・進学する一定

程度の競争が見られる。

### (3) 職業実習委員会の下での職業実習を受ける権利の保障

実習生代表も参加する職業実習委員会の下にある公的機関が職業実習の権利保障に当たっていることは、生徒の進路保障と安心感の充足に寄与していると思われる( Sor-Trondelag 県職業実習部、p.18・19)

### (4) 教育学習・授業

94年改革の理念として共通一般教育は力説されているが、そのための授業時数は特に職業科の場合、80年代までの日本の高校教育を念頭に置くと多くはない(報告要旨(三))。少なくとも後期中等教育段階では専門教育を先行させそれに付随した一般知識・技能の教育が重視されているようである。

青少年の価値規範の変化、特に政治離れは著しいようであり、伝統的基準、特にキリスト教的倫理・知識を重視しそれを踏まえた価値・規範を育成することが重視されている。順調な経済発展の影響が大きいせい、**「争点」**は明確化されていないように見える。

生徒学生の国際交流は奨励されており盛んであり、次世代の世界情勢への対応は良く準備されていると思われる。(p.29・'Norwegian pupils/students studying abroad'、Stovner 高校の海外交流プロジェクト・p.11、Oslo Handelns Gimnasium 日本語履修の生徒、Fredrik 高校のグアテマラとの文化交流、Adolf Oiens Skole の英語による国際バカロレア対応の化学実験授業、同校の英語による物理学の実験授業、など。)

化学の実験授業や物理学の実験授業は、よく準備された教材・施設設備のもとに高度な内容で行われていると見られる。しかし、自然科学・数学教育の広がり、現代の科学技術の発展・高等教育の必要に充分には応じていないのではないと思われる。(Adolf Oiens Skole での自然科学教育についてのインタビュー。Fredrik Stadt で一番若い物理学修士教諭50歳の話、見学したGKの数学の授業例、職業科から大学進学に進路変更する補充的数学授業の例、等)

見学した数学の授業例では、いずれも正確さや迅速さを競うというよりは、教師が和やかに生徒の質問に応ずるといった雰囲気で行われていた。演習問題の答えを数人が前のボードに書いてそれを点検するというやり方は、およそノルウェーの中、高等学校ではなされていないということである。

### (5) 生徒の自治、学校の管理運営への生徒参加・父母参加

学校委員会への生徒評議会選出代表2名参加制度(教育法 § 11-5、p.31。Ostfold 県の例・p.2)は、民主主義や協同の精神の育成を「お題目」にとどめないで、実地の参加によって育成すると思われる。

政府・KUFは、生徒の民主主義と自治を奨励してきている('The guide', The national Center for Educational Resources, 1944)。

国政選挙や地方選挙の直前での学校での模擬選挙や社会科の政党説明授業など時宜に即した

政治教育が試みられている。

生徒会の取り組みは、いじめ・暴力克服や学校行事への参加が主であり、政治性や対立傾向を含んだ運動は見聞した事例には無い

学校教育・制度への生徒集団として要求は、不満や対立傾向として蓄積されるよりは、参加制度の下で学校・行政機関に吸収されているように見える。加えて、父母代表や学校教育部外者代表を含まない学校委員会の制度、比較的小さな人数の学校・学級規模、資格を目指して年々学習集団が再編される職業教育課程の条件の下では、生徒集団固有の要求の蓄積は難しいように思われる。

生徒の代表参加は、教育行政制度への参加に繋がられている（Sor-Trondelag県の教育委員会の例・p.16、同じく職業実習委員会の例・p.18）

## (6)大学・高等教育との関連

高等教育受講者の急増の中でuniversitetとhoyskole( college )とのあり方が見直されている。（NOUレポートほか、Ola Mo KUF県局長の説明・p12-13）

大学は、入学は高等学校卒業資格を基本としており難しくないが、入学後、数学や自然科学の補足授業拡充の必要があるという（Adorf Oiens SkoleのWattens教諭談・p.26）。

（ 人材需給の実態、高等教育を受ける人の急増、学費無償、教育休暇制度、奨学金制度との関連を含めた高等教育の実態と課題は、ほとんど全面的に今後の学習研究課題。 ）

## (7)少人数学級授業の法的保障（p.31・教育法§8-3）

## (8)教員

人材不足との意見が聞かれた。特に自然科学・技術系は好況の中での産業に比して給与が低いという。（(4) 物理学教諭・50歳が市で最年少修士。）

中等学校教員および高校の普通教科教員が複数教科を担当することが原則となっている事情は、各教員能力の十全な発揮に障害のように見える。（進行中の教員制度改革を見定めたい。）

## (9)教育の政治経済的背景・条件

ノルウェー経済は北海の油田もあって好調である。その条件下で労働者党などはEUとの関係を重視しているが国民投票での否決もあってEUには加盟していない。

ノルウェーでは、教育問題、特に理念問題で主要政党間に大きな対立はないという。しかし、人口約50万のオスロ全市で高校1学区の選択制度・学期明け約400の空席、私学の台頭、4校統合ハルデン高、2校統合フレデリク高などは教育の規制緩和、自由化、効率化の現れにも見える。

KUFの示した94年・97年教育改革の理念に対しては、今までのところ批判を聞かない。しかし、そのカリキュラム化には、少なくとも一部に中央集権的で実状に沿わないとの批判もある。

(2001.06.24記)